

通所介護 介護予防通所介護相当サービス

重要事項説明書

社会福祉法人元気村
栗橋翔裕園デイサービスセンター

通所介護 / 介護予防通所介護相当サービス 重要事項説明書

(令和8年 6月 1日現在)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者名称	社会福祉法人 元気村
代表者氏名	理事長 神成 裕介
本部所在地 (連絡先及び電話番号)	〒365-0039 埼玉県鴻巣市東1丁目1-25 本部事務局 Tel 048-544-0880 / Fax 048-544-0882
法人設立年月日	平成5年1月7日

2. 事業所の概要

事業所名称	栗橋翔裕園デイサービスセンター
介護保険指定 事業者番号	埼玉県 第1171100298号
事業所所在地	〒349-1104 埼玉県久喜市栗橋310-1
連絡先 相談担当者名	Tel 0480-55-1019(直通) / Fax 0480-52-6788 管理者 佐藤 善昭 生活相談員 伊藤 愛子・新井 翔
事業所の通常の 事業の実施地域	久喜市・加須市・幸手市
利用定員	40名

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある方に対し、適正な通所介護サービスまたは介護予防通所介護相当サービスを提供することにより、要介護状態または要支援状態の維持・改善を目的として、目標を設定した計画的なサービスを提供します。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとします。・指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。・総合事業における介護予防通所介護相当サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。・地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 提供するサービスの内容

通所介護(又は介護予防通所介護相当サービス)は、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ※ただし、1月1日・2日・3日を除く
営業時間	午前8時30分から午後6時00分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	1名
生活相談員	2名以上 ※1名 介護職兼務
看護職員	2名以上
介護職員	10名以上 ※1名 相談員兼務
機能訓練指導員	2名以上

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(生活相談員)及びその管理責任者(管理者)は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 伊藤 愛子 ・ 新井 翔
管理責任者の氏名	管理者 佐藤 善昭

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割、2割又は3割の額(介護保険負担割合証に記載の額)です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1)通所介護の利用料

ア. 基本利用料

【通所介護費(通常規模型)】 地域単価(6級地)1単位=10.27円

ご利用時間 (1回あたり)	ご利用者の 要介護度	通所介護費(1日あたり)			
		基本利用料 ※(注1)参照	ご利用者負担金の目安 (=基本利用料の1割、2割または3割)		
3時間以上 4時間未満	要介護1	3,799円(370単位)	380円	760円	1,140円
	要介護2	4,344円(423単位)	435円	869円	1,304円
	要介護3	4,919円(479単位)	492円	984円	1,476円
	要介護4	5,473円(533単位)	548円	1,095円	1,642円
	要介護5	6,038円(588単位)	604円	1,208円	1,812円
4時間以上 5時間未満	要介護1	3,984円(388単位)	399円	797円	1,196円
	要介護2	4,559円(444単位)	456円	912円	1,368円
	要介護3	5,155円(502単位)	516円	1,031円	1,547円
	要介護4	5,751円(560単位)	576円	1,151円	1,726円
	要介護5	6,336円(617単位)	634円	1,268円	1,901円
5時間以上 6時間未満	要介護1	5,853円(570単位)	586円	1,171円	1,756円
	要介護2	6,911円(673単位)	692円	1,383円	2,074円
	要介護3	7,979円(777単位)	798円	1,596円	2,394円
	要介護4	9,037円(880単位)	904円	1,808円	2,712円
	要介護5	10,105円(984単位)	1,011円	2,021円	3,032円
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,997円(584単位)	600円	1,200円	1,800円
	要介護2	7,076円(689単位)	708円	1,416円	2,123円
	要介護3	8,174円(796単位)	818円	1,635円	2,453円
	要介護4	9,253円(901単位)	926円	1,851円	2,776円
	要介護5	10,352円(1,008単位)	1,036円	2,071円	3,106円
7時間以上 8時間未満	要介護1	6,757円(658単位)	676円	1,352円	2,028円
	要介護2	7,979円(777単位)	798円	1,596円	2,394円
	要介護3	9,243円(900単位)	925円	1,849円	2,773円
	要介護4	10,506円(1,023単位)	1,051円	2,102円	3,152円
	要介護5	11,789円(1,148単位)	1,179円	2,358円	3,537円
8時間以上 9時間未満	要介護1	6,870円(669単位)	687円	1,374円	2,061円
	要介護2	8,123円(791単位)	813円	1,625円	2,437円
	要介護3	9,397円(915単位)	940円	1,880円	2,820円
	要介護4	10,691円(1,041単位)	1,070円	2,139円	3,208円
	要介護5	11,995円(1,168単位)	1,200円	2,399円	3,599円

(注1)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定めた単位数に地域単価を乗じた金額です。これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。また、1割及び2割、3割負担の基準については、市町村が発行する「介護保険負担割合証」にてご確認ください。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

イ. 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位数	利用者負担金 (1割/2割/3割)
延長加算 ※1日につき	9時間以上10時間未満利用した場合	50単位 (513円)	52円/103円/154円
送迎減算 ※1回につき	居宅と通所介護事業所との間の送迎を行わない場合	片道-47単位 (482円)	49円/97円/145円
入浴介助加算 (I) ※1日につき	利用者の入浴介助を行った場合	40単位 (410円)	41円/82円/123円
中重度者ケア体制加算 ※1日につき	中重度の要介護者が社会性の維持を図り在宅生活の継続を目指したケアを計画的に実施できる体制を整えている場合	45単位 (462円)	47円/93円/139円
サービス提供体制強化加算(I) ※1日につき	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	22単位 (225円)	23円/45円/68円
個別機能訓練加算(I) ※1日につき	当該加算の体制・人材要件を満たし、身体機能への働きかけを中心とした個別機能訓練計画をもとにご利用者の心身の状況に応じた機能訓練を計画的に実施している場合	イ 56単位 (575円) ロ 76単位 (780円)	58円/115円/173円 78円/156円/234円
個別機能訓練加算(II) ※1月につき	個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合	20単位 (205円)	21円/41円/62円
ADL維持等加算 ※1月につき	利用者の自立支援・重度化防止に繋がるサービスの提供を行っている事業所が、評価期間の中でADLの維持または改善の度合いが一定の水準を超えている場合	(I)30単位 (308円) (II)60単位 (616円)	31円/62円/93円 62円/124円/185円
科学的介護推進体制加算 ※1月につき	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合	40単位 (410円)	41円/82円/123円
介護職員等処遇改善加算 Iロ(注3)	都道府県に届け出た指定事業所が算定	1ヶ月の総単位数の12.0% (負担額は1割、2割または3割)	
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じる場合の対応	減少月の利用延人員数が、当該減少月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数から100分の5以上減少している場合	基本報酬の100分の3に相当する単位数を加算 ※当該減少月の翌々月から3月以内に限る	

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記金額の自己負担額については、実際は1ヶ月の総利用単位数に地域単価数

(10. 27)を乗じ、その1割相当額を切り捨てて算出するため、1日あたりの負担額に日数を乗じた額と実際の負担額には誤差が生じる場合があります。

(2) 介護予防通所介護相当サービスの利用料

ア. 基本利用料

【久喜市 介護予防通所介護相当サービス費】 地域単価(6級地)1単位=10. 27円

利用者の 要介護度		総合事業通所型サービス費(1月あたり)	
		基本利用料(単位数) ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割、2割または3割) ※(注2)参照
要支援1	1月につき	18,465円(1798単位)	1,847円/3,693円/5,540円
	1日につき ※日割り	605円 (59単位)	61円/ 121円/ 182円
要支援2	1月につき	37,188円(3621単位)	3,718円/7,437円/11,156円
	1日につき ※日割り	1,222円 (119単位)	123円/ 245円/ 367円

(注1)上記の基本利用料は久喜市のものであるが、基本利用料は保険者が定める金額であり、これが改定された場合は、自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

イ. 加算 以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	単位数	利用者負担金 (1割、2割または3割)
サービス提供 体制強化加算 (I)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	要支援1 88単位 (903円)	91円/181円/632円
		要支援2 176単位 (1,807円)	181円/362円/543円
送迎減算 ※1回につき	居宅と通所介護事業所との間の送迎を行わない場合	片道-47単位 (482円)	49円/97円/145円
科学的介護推進 体制加算	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合	40単位 (410円)	41円/82円/123円
介護職員等処遇 改善加算I口 (注3)	久喜市に届け出た事業所が当該基準に掲げる区分に従い算定	1ヶ月の総単位数の12.0% (負担額は1割、2割または3割)	

(注3)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記金額の自己負担額については、実際は1ヶ月の総利用単位数に地域単価数(10.27)を乗じ、その1割相当額を切り捨てて算出するため、1日あたりの負担額に日数を乗じた額と実際の負担額には誤差が生じる場合があります。

(3) その他の費用

品目	内容の説明	費用
送迎サービス費	通常の実施区域を越える送迎をする場合	100円/Km
食費	食事の提供に要する調理及び加工とその食材費 ※夕食は延長時に希望に応じて提供	昼食： 840円/食 夕食： 600円/食
行事参加費	行事に参加された場合、費用に応じた実費	実費
おむつ代	当センターのおむつをご利用になる場合	紙おむつ 110円 紙パンツ 130円 尿取りパット 42円 清拭 15円
理美容代	ご希望にて利用になる場合	1500円/回
その他	利用者にご負担いただくことが適当であると認められるもの	実費

(4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前日17時までにご連絡頂いた場合	無料
ご利用日の当日8時30分までにご連絡頂いた場合	無料
ご利用日の当日8時30分までにご連絡が無かった場合	840円

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

9. 請求及び支払方法

上記(1)から(4)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、30日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)にゆうちょ銀行の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 【振込先】埼玉りそな銀行 栗橋支店 普通口座3561619 口座名義： 社会福祉法人元気村 理事長 神成 裕介

10. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。また守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められた場合、あるいは利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して、減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

14. 苦情相談窓口

サービス提供に関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口担当者	新井 翔(栗橋翔裕園 課長)・伊藤 愛子(生活相談員)
解決責任者	佐藤 善昭 (栗橋翔裕園 施設長)
受付時間	月曜日～土曜日 9時00分～18時00分 ※1月1・2・3日を除く
受付電話番号	0480-52-6611

上記窓口で解決できない場合は、次の窓口で対応します。

窓口名	社会福祉法人元気村 苦情解決委員会(理事長主催) 社会福祉法人元気村 虐待防止委員会(理事長主催)
受付時間	月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 ※祝日・年末年始を除く
受付電話番号	048-631-0070

第三者委員会は、公正中立な立場で、苦情等を受付け相談に応じていただけます。

久喜市栗橋東地区民生・児童委員	石井 早苗	
埼玉保護観察所 保護司	山岡 孝	
蓮田市民生委員・児童委員	下田 ナカ	

次の公的窓口においても苦情申し出ができます。

久喜市 介護保険課(要介護)・高齢者福祉課(要支援) ご利用時間 8:30 ~ 17:15 月～金曜日(年末年始12月29日～1月3日・休日除く)	0480-22-1111
幸手市役所 介護福祉課 ご利用時間 8:30 ~ 17:15 月～金曜日(年末年始12月29日～1月3日・休日除く)	0480-42-8444
加須市役所 高齢福祉課 ご利用時間 8:30 ~ 17:15 月～金曜日(年末年始12月29日～1月3日・休日除く)	0480-62-1111
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係 ご利用時間 8:30 ~ 17:00 月～金曜日(年末年始・休日除く)	048-824-2568 (苦情相談専用)

15. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況について

1、利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況・・・なし

実施した年月日	なし
当該結果の開示状況	なし

2、第三者による評価の実施状況・・・なし

実施した年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
当該結果の開示状況	なし

16. 法令遵守について

法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、下記の通り責任者を置いております。

法令遵守最高責任者	社会福祉法人 元気村 理事長 神成 裕介
法令遵守責任者	社会福祉法人 元気村 理事 西川 雅人
栗橋翔裕園 法令遵守責任者	社会福祉法人 元気村 特別養護老人ホーム栗橋翔裕園 施設長 佐藤 善昭

17. 非常時災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき年3回、利用者及び従業者等の訓練を行います。

18. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	課長 新井 翔
-------------	---------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。

- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

19. 身体拘束の廃止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びそのご家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

20. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下の通りです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出てください。
- (5) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがあります。
- (6) 利用環境の保全のための施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力をお願いします。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。
〈事業者〉

所在地 〒365-0039 埼玉県鴻巣市東1-1-25

名称 社会福祉法人 元気村

理事長 神成 裕介 印

〈事業所〉

所在地 〒349-1104 埼玉県久喜市栗橋310-1

名称 栗橋翔裕園デイサービスセンター

管理者 佐藤 善昭 印

説明者 生活相談員 伊藤 愛子 印

私は、本書面により、事業者から通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスについて重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

〈利用者〉

住所

氏名

〈家族の代表〉※選任した場合

住所

氏名 (続柄)

